

商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

対象者

町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない次の商工業者

- ・個人事業者…町内に住所を有している方
- ・法人…町内に事業所等を有している中小企業者
(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)

※その他の要件あり

補助対象事業と補助額

①経営強化促進補助金

| | |
|-----|--|
| 内容 | 商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ・施設の増改築または改修事業 ・新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ・ICT化事業 ・新分野事業への拡大事業 |
| 補助額 | 資本金1,000万以下▷2分の1 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1 (上限200万) |

②雇用拡大奨励金

| | |
|-----|--|
| 内容 | 町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。 |
| 補助額 | 1人につき30万円(1年度につき2人まで) |

③職住近接奨励金

| | |
|-----|---|
| 内容 | 町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。 |
| 補助額 | 3分の2以内(1人につき20万円まで) |

申込期限

- ①経営強化促進補助金
1期…5月16日(月)
2期…8月15日(月)
3期…11月15日(火)
4期…令和5年2月15日(水)

- ②雇用拡大奨励金
 - ③職住近接奨励金
- 随時受付

申込先

町商工会 ☎27-2456
※その他の要件等、詳細は町商工会までお問い合わせください。



厚真町森林愛護組合連合会事務局 ☎ 27-2419
(産業経済課 林業水産グループ内)

緑化推進等補助

町内での緑化や森林と人との関係づくりに係る費用の一部を助成しています。

緑化推進事業

▷町民が目にすることができる場所に緑化木を植栽する際の苗木代や資材費を助成します。

- 対象** 町民・町内の団体
補助金額 1件5万円以内
募集期間 10月31日(月)まで

森づくり活動助成事業

▷他の補助金を活用しない森林整備や環境教育プログラムなどに使用する資材費などを助成します。

- 対象** 町民・町内の団体
補助金額 1件5万円以内
募集期間 12月29日(木)まで

元気な農家チャレンジ支援事業

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

創意工夫を凝らした農業者の積極的な取り組みを支援します。

対象者

町内に事務所または住所を有する農家、農業を営む法人、農家で組織する団体(生産者部会含む)

募集期間

5月31日(火)まで

補助対象経費

- ①報償費(謝礼金など)
 - ②旅費
 - ③需用費(消耗品費など)
 - ④委託費(外注費など)
 - ⑤使用・賃貸料
 - ⑥備品購入費
 - ⑦役務費(販売促進事業のみ)
 - ⑧その他
- ※ビニールハウスや冷蔵庫、パソコンなどの汎用性のあるものは対象外

補助率等

- ①新技術導入事業
補助率3分の2以内(限度額50万円)
 - ②販売促進・特認事業
補助率3分の2以内(限度額30万円)
- ※①②どちらも総事業費10万円未満は対象外ただし、特認事業を除く

対象事業の例

- ・他市町村での事例報告を読んで知った、近郊では前例のない栽培法を試したい。
- ・厚真で作られていない珍しい作物にチャレンジしたい。
- ・雑誌等で取り上げられるような農産物等のPRを企画したい。
- ・町内の商業者と連携して農産物や加工品を売り出したい。

起業化支援

まちづくり推進課 復興推進グループ ☎ 27-3179

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

対象者

- ・町内で起業を予定している方
 - ・起業して3年未満の方
- ※その他の要件あり

補助率

2分の1以内

補助限度額

200万円(空き店舗を活用する場合は250万円)

補助対象事業と対象経費

①新規開業支援事業

| | |
|------|---|
| 対象事業 | 起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※上限に達しない場合は②に申請可能 |
| 対象経費 | 報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等 |

②事業化支援事業

| | |
|------|---------------------------------------|
| 対象事業 | 安定的な事業継続を図るために行う事業 ※事業執行は条件により最大3年 |
| 対象経費 | 報償費、旅費、役務費、委託費、需用費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費等 |

※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。

補助金の交付対象期間の終期

起業した日から3年後の応当日の前日まで



太陽光パネル・蓄電池の共同購入

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

北海道では、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業(みんなのおうちに太陽光)の参加者を募集しています。

事業概要

「みんなのおうちに太陽光」は、自宅の屋根で発電できる太陽光パネルや発電した電気を貯める蓄電池を共同購入することで、単独購入よりお得な価格での購入が見込めるキャンペーンです。

共同購入の流れ

- ①登録
登録は無料で、登録しても購入の義務はありません。
- ②施工業者を選定
キャンペーン事務局が、厳しい基準で審査の上、入札で施工業者を選びます。
- ③事前見積り
入札結果と各参加者の登録情報をもとに、登録者に、分かりやすくまとめた事前見積りを送ります。
- ④購入の判断
8月17日(水)までに事前見積りを見た上で、購入するか否かを判断してください。
- ⑤契約・施工
施工業者が自宅の屋根を確認し、最終見積りを送ります。それを見て契約するかどうかを最終的に判断してください。

登録期間

8月17日(水)まで

説明会のご案内

オンライン説明会を実施します。専用ウェブサイト上で、共同購入のことがよくわかる資料を提供します。

問い合わせ

北海道 みんなのおうちに太陽光事務局
☎0120-216-100
受付時間 平日10時～18時



詳しくはウェブサイトをご覧ください。

町独自の補助事業との併用も可能です
町の住宅太陽光発電システム設置補助金との併用も可能です。
詳しくは、広報あつま 4月号をご覧ください。



高齢者大学新入生募集

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872

高齢者自ら社会参加し、知識と教養を高めながら、生きがいをつくる「高齢者大学」を開校します。

期間

5月～令和5年3月までの全4回(予定)

場所

総合福祉センター ほか

会費

年会費 無料

受講資格

町内に居住する65歳以上の方、または老人クラブ加入者

講座内容

高齢者福祉に関することやレクリエーションなど
※新規申し込みまたは不明な点は、住民課福祉グループまでご連絡ください。
※新型コロナウイルス感染症の状況により内容を変更する場合があります。

地域再生コミュニティ活動支援

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

地域の活力を再生するための活動や事業に町地域再生コミュニティ活動支援事業の補助金を交付します。

対象者

- ・自治会
- ・実行委員会などの共通目的を持った団体・組織
- ・その他町長が認めた団体・組織など

補助対象事業

- ・子育て支援事業
 - ・高齢者支援事業
 - ・空き家対策事業
 - ・防犯対策事業
 - ・その他町長が認める事業
- ※国や北海道、その他機関の助成金を受けていない事業に限る

提出書類

- ・申請書
- ・事業計画書
- ・事業に関する予算書
- ・写真など事業実施前の状況が分かる資料
- ・団体の規則
- ・その他町長が必要と認める書類

補助金の額

上限30万円
※補助対象経費の総額から補助事業の実施に係る収入額を控除した額で、1万円未満の端数がある場合は切り捨て

障がい者の方の軽自動車税減免

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車は申告で減免になる場合があります。

対象

- ①障がい者本人または精神障がい者および18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合
 - ②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合
- ※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税事務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。
※減免は普通自動車など含め、障がい者1人につき1台に限ります。

減免となる税額

原則全額

申請期間

5月31日(火)まで

必要書類

- ①減免申請書
 - ②運転免許証
 - ③自動車検査証
 - ④軽自動車税納税通知書
 - ⑤通知カードまたは個人番号カード
 - ⑥次の(ア)～(イ)のうちいずれか1点
(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳
(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳
- ※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などが必要です。
※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。

水質検査結果・水質検査計画の公表

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

町内で供給している水道水について、町は令和3年度の水質検査結果をまとめました。

水質検査成績書では、町内の水道水は、一般細菌や大腸菌も検出されず、味や臭気にも異常がないことが確認されました。

詳しい検査結果と令和4年度の水質検査計画は、町ホームページをご覧ください。

